

## フランスにおける最近の新型コロナとウクライナ戦争の影響対策

2022年11月3日

廣岡 裕児\*

### 1. 新型コロナの動向

新型コロナの10月27日現在の直近7日間の新規感染者は336,272人で1日平均にすると48,038人、前週は392,402人(1日平均56,057人)であった。新規入院者数は5,902人(前週7,409人)、ICU入院者489人(前週608人)と減っているが、死者は494人(前週440人)と増加している。危惧された通り新学年を契機に上昇したが、10月15日前後を頂点として減少に転じている、ただし死者はタイムラグが生じている状態と言える。ほぼすべてがオミクロン株でそのうちBA.5が91%である。その亜種の一つであるBQ.1.1は4週前に登場して全体の2%、10%、19%と増加して21%となっている<sup>1</sup>。

新型コロナ対策のための専門家会議である健康リスク監視予測委員会(COVARS)が高等教育研究大臣、保健予防大臣の諮問をうけて10月20日に答申を出した。

同委員会は「まだ活発で進化している流行をまえに(……)COVID-19と冬の感染症の負担を軽減するため」として、予防、検出、治療の継続そして、流行の状況や医療体制の地域差を是正するために全国保健会議<sup>2</sup>(CNS)の関与を求めた。そして「COVID-19の流行は長期的なものであり、我々は共生していくことを学ばなければならない」とする<sup>3</sup>。

同委員会は、予防として、ワクチン接種、マスク着用およびソーシャルディスタンス、手洗いなどと組み合わせキャンペーンの強化、密空間での換気<sup>4</sup>を推奨する。

インフルエンザ・ワクチン接種が10月18日から

始まったが、新型コロナ・ワクチンの再接種該当者(80歳以上と免疫不全者は前回または罹患から3ヶ月。そのほかは6ヶ月後)は右腕と左腕に同時接種することが推奨されている。

マスク着用についてはメトロ車内やホームで「マスクをしましょう」と放送されるが着用しているのは1割にも満たないのが現状である。

### 2. インフレ経済対策

新型コロナ禍が始まった2020年の春の時点で保護→支援(保護の継続)→再生(復興計画<sup>5</sup>)の3段階の戦略がたてられた。ワクチン接種、衛生パスなどによって産業への影響が減った2021年夏には支援段階は終わり、復興計画も順調に進むかと思われた。しかし、流通の混乱などからの物価高、原材料不足が生じ、さらに電気・ガス・石油料金の高騰が顕著になった。

なお、電力については、フランスは原発が多いので本来低価格なのだが、電気料金は欧州レベルで発電所の生産価格を割ってはならないと定められている。そのため石炭・石油・ガスの高騰の影響を受ける。また、原発が検査やひび割れのため半数が止まっており、外国に融通を求める事態も起きた。その場合、きわめて投機的なスポット価格で買わなければならない。

インフレ対策は、もともと復興計画に生活支援がありその継続と拡充をし、新たに電気・ガス規制<sup>6</sup>料金の抑制を加えることによっておこなわれた。

ガス規制料金は毎月卸売価格などに連動する形で改定され、10月1日の料金改定の時点で年初比60%

\* 公益財団法人都市化研究公室特別研究員

<sup>1</sup> COVID-19 Point épidémiologique hebdomadaire / N° 139 / 2022年10月27日

<sup>2</sup> la Conférence Nationale de Santé (CNS) : 保健医療介護の行政、現場、利用者、業者の代表を集めた保健担当大臣の諮問機関。

<sup>3</sup> Avis du 20 octobre 2022 du Comité de Veille et d'Anticipation des Risques Sanitaires

<sup>4</sup> とくに、2021年9月から2022年6月の間に小中高校で12万個のセンサーが設置されたが、これからもこの補助を続けるべきだとする。

<sup>5</sup> 新型コロナウイルス動向 Vol.2 (2020年12月)で概略紹介

<sup>6</sup> 電気、ガスは自由化されているが、自由化前の独占国有企業の後継であるEDF(電力)と地方の混合経済会社およびENGIE(ガス)に規制料金が適用される。

上昇<sup>7</sup>していたが、その水準で2022年12月末まで凍結した。電気は2月と8月に改定されるが、2022年の2月の改定で12%の引き上げが見込まれていたため、4%以内に制限した（差額は国が負担する）。

ところが、2022年2月末からのウクライナ戦争で、インフレはさらに加速し、エネルギーについても価格面だけではなく不足の懸念も生じた。

3月16日、政府は経済社会強靱化計画を発表した。内容は対象を様々な影響を受けた業種に対する国保証融資（PGE）、補助、長期一時帰休や、公租公課の納付延期など新型コロナの支援の継続や復活、企業の国内回帰やサイバーセキュリティ強化など復興計画の延長とエネルギー価格上昇対策である。新規に策定されたエネルギー価格上昇対策の内容はつぎの通り。

#### ① 家計と中小企業向けのエネルギー料金抑制強化

- ガス規制料金凍結・電気規制料金上昇率上限4%の継続
- ガソリンスタンドで燃料0.15€/ℓ割引（4月1日～7月31日）
- 医療関係者向けに医療保険機構が0.15€/ℓ追加補助。

#### ② エネルギー価格高騰の影響の大きい企業に対する助成（2022年7月4日から実施、当初年末までだったが10月に2023年まで延長決定）

電気・ガスの燃料費が2021年の売上高の3%以上に達しており、かつ2022年3～5月または同年6～8月の電気・ガス費が2021年の平均価格の2倍になった企業（発電、地域暖房、クレジット機関金融機関を除く）で、

- EBITDAが前年同期比30%減少：電気・ガス費用の30%を補填（上限200万€）
- EBITDAがマイナス、かつその値が電気・ガス費用と同額から2倍：電気・ガス費用の50%を補填（上限2500万€かつ損失額の80%以下）
- 上記のうちのひとつの基準を満たし、かつ国際競争に晒される26の産業部門の企業に対し、電気・ガス費用の70%を補填（上限は5000万€）（2022年9月に、「EBITDAが前年同期比30%

減少」という要件は、「2021年比で月次の営業赤字が単純に減少していること」と緩和された。）

#### ③ 特定業種

##### ●土木建設業者

自動車用以外の軽油への助成（ガソリンスタンドでの給油と同じ）

このほか、ウクライナ戦争で経済的財務的影響を受けた中小土木事業会社（従業員が250人未満、年商5,000万€以下または貸借対照表の合計が4,300万€以下）に2021年年商の0.125%（上限20万€）補助

##### ●陸上運輸業者（陸上貨物運送、長距離バス旅客輸送、タクシーを除く医療輸送、生きた動物取引）

車両総重量と車両種別により300€～1,300€/1台

##### ●漁業・貝養殖業者

漁船用軽油の0.35€/ℓ割引

##### ●農業

自動車以外の農業機器への軽油の0.15€/ℓ割引

4月に大統領選挙があり、マクロン大統領が当選した。

2022年8月初めに「購買力保護緊急措置法」<sup>8</sup>と補正予算が成立した。全48条で関係する法典の条文を改正している。なかでも第1編の「フランス人の生活水準の保護」で可処分所得の強化をおこなっている。第1編の概要は次の通りである。

#### 第1条 価値分配賞与<sup>9</sup>

給与が法定最低賃金（SMIC）の3倍以下の従業員に対する賞与の公租公課免除の上限を1,000€から3,000€に引き上げる。（2024年には、受給制限を撤廃する代わりに所得税課税対象とする）

#### 第2条 従業員数20～249人の企業の残業手当の社会保障負担の控除（政令により1時間あたり0.5€）

#### 第3条 個人事業主の社会保障負担軽減

#### 第4条 会社利益分配に関する労使双方の合意交渉

#### 第5条 会社企業貯蓄プラン（PEE）<sup>10</sup>の規制緩和

<sup>7</sup> 2021年9月30日TF1、カステックス首相インタビュー。

<sup>8</sup> LOI n°2022-1158 du 16 août 2022 portant mesures d'urgence pour la protection du pouvoir d'achat

<sup>9</sup> La prime de partage de la valeur、2018年12月10日にできた購買力手当（マクロン賞与）を3倍にしたものである。

<sup>10</sup> 最大年間給与の25%までをその掛け金とし、企業も追加負担する投資信託。

第6条 チケ・レストラン<sup>11</sup>の商店で使える範囲をすべての食品に拡大（政令で1日の使用限度19€から25€に引き上げた）

第7・8条 法定最低賃金より労働協約による部門成長最低賃金が高い場合の交渉と賃金の変更の場合の扱い

第9条 諸社会福祉給付および年金の4%引き上げ

第10条 身障者自立手当（AAH）の支給額算定での配偶者の所得水準の考慮の廃止

第11条 老齢手当の扱い

第12条 2023年6月まで家賃上昇率を3.5%までに制限

第13条 家賃上昇に関する追加規定

第14条 2023年6月まで中小企業の事業用不動産の賃貸料上昇率を3.5%までに制限

この他、9月までに、次の措置がとられた。

- 2017年以来凍結されている公務員給与を3.5%引き上げ
- RTT<sup>12</sup>買取の所得税と社会保障負担免除（上限7,500ユーロ）
- テレビ視聴料の廃止
- 新学年特別手当（100€+扶養の子供一人当たり50€、対象1,100万世帯）
- 学生食堂食費1€の維持、奨学金の増額
- 自転車購入補助  
課税所得が一人当たり13,489€以下または障害者の新規自転車購入補助400€  
汚染する自動車<sup>13</sup>から電動自転車への買い替え補助3,000€
- 自動車買い替え補助、エコロジー・ボーナス（新規購入）  
汚染する自動車から電動・プラグインハイブリッド（PHEV）・水素自動車に買い替え、または新規購入。車種、新車中古車の違いにより1,000€~7,000€
- 従業員への自動車燃料費補助の税額控除の増額  
化石燃料200€から400€に、電気・水素500€から700€に
- 従業員への通勤費補助の税額控除の増額  
自転車、自家用車乗合等の場合年間500€から700€に。

●ガソリン、軽油小売価格抑制のための政府支援延長

9~10月0.30€/ℓ（10月に11月14日まで延長）、11月・12月は0.10€/ℓ

### 3. エネルギー対策

2022年8月の「購買力保護緊急措置法」の第3編「エネルギー主権」はインフレ対策ではなく、ロシアの天然ガスの輸入がストップすることによるエネルギー不足への対処である。その概要は次の通り。

#### ①都市ガス及び工業用ガス供給に関して

第23条 エネルギー担当大臣は、エネルギー調整委員会（CRE）へ諮問後に天然ガス貯蔵インフラの年間充填実行計画を定める。また、供給の安全が脅かされた場合に、貯蔵事業者に安全保障在庫を命じることができる。

第24条 大口契約者とガス供給事業者との間の、ガスを止めて操業を一時停止するかわりに補償金をうけとる供給中断可能契約。

第25条 ガス供給の外国への融通

第26条 国内または欧州でガス供給の安全が脅かされた場合に、エネルギー担当大臣はガス火力発電所の活動を一時停止または制限できる。国内で電力供給の安全が脅かされた場合、エネルギー担当大臣は発電所を接続できる。接続した施設の稼働収入は施設運営者に支払われ、さらに直接損害分を補償する。

第27条 エネルギー複数年次計画で、バイオガス農業メタン等あらゆる再生可能ガス生産計画を加速し開発すると共に都市ガスへの混入を強化する。

第28条 天然ガス供給業者の識別強化

第29条 エネルギー担当大臣が浮体式LNGターミナルの設置を決められる。

第30条 5年間を期限としてすでに設置が決まっているルアーブル港の浮体式LNGターミナルの接続インフラ整備手続きの環境アセスメントの免除などの特例。

第31条 電力供給の安全が脅かされた場合にエネルギー担当大臣は、市街地および市街地外、公共交通に開放された道路、空港、鉄道駅、バス停、公共交通機関の駅および停留所での

<sup>11</sup> Ticket Restaurant、社員食堂のない企業が福利厚生で発行する食事券

<sup>12</sup> 法定35時間労働と実働39時間の差を通常は休暇でとるが、とらずに現金でもらう

<sup>13</sup> ガソリン車は2005年末、ディーゼル車は2010年末までに登録された車

光る広告、照明付きポスター広告、デジタル広告を禁止できる。私有地内の広告であっても公道から見える場合には適用される。

第32条 石炭火力発電所の再稼働の緊急救済の法的根拠を強化。その場合の元従業員の再雇用や新規雇用等。これらの設備の運用者による温室効果ガス排出補償義務。

第33・34条 電力逼迫時の公共交通への融通。

第35条 現行11月1日から3月31日までとなっている低所得者世帯が料金未払いでも電気ガスを止めないという規定を通年可能とする。対象時期の詳細は政令で定める。

第36条 政令により、発電による温室効果ガス排出量の限度を引き上げることができ、運営者は引き上げ分の排出ガス補填金を支払う。この補填金は、国内の森林再生、農林業その他自然の炭素備蓄を助長する事業につかわれる。

第37～43条 Arenh<sup>14</sup>に関する措置

政府は提案趣旨説明で、「エネルギー市場の通常の機能の仕方では、電力供給の安全とガス供給が保証できなくなる」ので「例外的措置」をとるとした。フランスは国の権力が強いとよく誤解されるが、自由経済市場経済の国である。その大原則をあえて外したのである。

なお、フランスの天然ガスのロシアへの依存は消費の17%にとどまっている。この施策では、国内だけではなく欧州全体も視野にいれられている。たとえばルーブル港の浮体貯槽施設はEU全体のための施設である。

9月14日、ボルヌ首相は、現行の規制料金のガスは凍結、電気は4%制限の年末まで継続し2023年は15%として継続すると発表した。また、2022年末までに全世帯の40%にあたる約1,200万世帯に対し、人数と収入により100ユーロ～200ユーロのエネルギー特別給付金を支給する。11月にはこれに加えて燃料油で暖房している160万世帯対象に燃料油暖房特別給付金が支払われる。

10月5日、政府は、エネルギー供給業者及び業者団体と協議し、公私の消費者がエネルギー危機に対処するのを支援するためのコミットメント憲章が締

結された。

10月6日、政府は、2024年までにエネルギー消費量の10%削減(2019年比)を目標にしたエネルギー節減計画の具体策を発表。

- 国・地方公共団体および関係機関において、オフィスの暖房を19℃(夜間16℃)に設定、暖房の利用開始日と終了日を通常より15日遅らせる。給湯をシャワーなど必要最低限の利用に制限する。通勤手段として公共交通機関やライドシェアの利用、出張も列車での移動時間が4時間以内であれば航空機より列車の利用を優先する。公用車の高速道路における最高速度を時速110キロに制限する。公務員の在宅勤務を奨励する(在宅勤務手当15%増額)。
- 公共施設では、電力供給が逼迫した日の暖房を19℃から18℃に下げ、公営スポーツ施設の室温を2℃、プール水温を1℃下げる。
- 街灯など公共照明をLED化し点灯時間や照度などを制限する。

民間企業に対しては、新型コロナ対策の時のような強制措置はとらず、オフィスの照明や広告などの屋外照明の消灯、(サーモスタットなどを利用した)暖房・冷房・換気の制御、不要な出張の中止などの努力を促した。

一般世帯向けには、もともとある改築補助金制度など省エネ促進策を継続した。また、節電キャンペーンおよびEcowattの専用サイト<sup>15</sup>での「通常」「逼迫：環境に優しい行動奨励」「非常に緊迫。消費を減らさなければ停電せざるを得ない」の3段階に分かれた電力供給状況揭示とテレビの天気予報の後での表示が始まった。

(以上)

<sup>14</sup> 歴史的原子力発電規制アクセス：EDF(フランス電力)の原子力発電電力量の一部を規制料金で新規参入事業者に売却する制度。

<sup>15</sup> <https://www.monecowatt.fr/>